

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和41年岩手県規則第81号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定款の変更の認可の申請等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 出資一口の金額の減少に係る定款の変更の認可を申請しようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>法第53条第1項の規定による財産目録及び貸借対照表</u></p> <p>(2) <u>法第53条第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告をし、及び催告をしたことを証する書類</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(資源管理規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)</p> <p>第4条の4 <u>法第11条の2第1項</u>（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により資源管理規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による資源管理規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>法第11条の2第3項</u>（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の同意を得たことを証する書面</p> <p>(5) 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項に規定する資源管理協定（以下「資源管理協定」という。）又は漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第8条第1項</u>に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則（以下「漁業権行使規則等」という。）が存する場合にあっては、資源管理協定又は漁業権行使規則等の謄本</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 <u>法第11条の2第1項</u>（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により資源管理規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による資源管理規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p>	<p>(定款の変更の認可の申請等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 出資一口の金額の減少に係る定款の変更の認可を申請しようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>法第53条第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたことを証する書類並びに当該公告に係る計算書類（法第40条第2項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(資源管理規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)</p> <p>第4条の4 <u>法第11条の3第1項</u>（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により資源管理規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による資源管理規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>法第11条の3第3項</u>（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の同意を得たことを証する書面</p> <p>(5) 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項に規定する資源管理協定（以下「資源管理協定」という。）又は漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第105条</u>に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則（以下「漁業権行使規則等」という。）が存する場合にあっては、資源管理協定又は漁業権行使規則等の謄本</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 <u>法第11条の3第1項</u>（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により資源管理規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による資源管理規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p>

(1)～(3) [略]

(4) 法第11条の2第3項 (法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面

(5) [略]

3 [略]

(信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第4条の5 法第11条の4第1項 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 法第11条の4第3項 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 法第11条の4第3項 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

4 法第11条の4第4項 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更届に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(貸付限度額の特例の認可申請)

第4条の6 法第11条の5 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により貸付限度額の特例の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による貸付特例認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(信用供与等限度額の特例の承認申請)

第4条の7 法第11条の11第1項 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用供与等限度額の特例の承認を受けようとする

(1)～(3) [略]

(4) 法第11条の3第3項 (法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面

(5) [略]

3 [略]

(信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第4条の5 法第11条の5第1項 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 法第11条の5第3項 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 法第11条の5第3項 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、信用事業規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

4 法第11条の5第4項 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業規程変更届に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(貸付限度額の特例の認可申請)

第4条の6 法第11条の7 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により貸付限度額の特例の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による貸付特例認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(信用供与等限度額の特例の承認申請)

第4条の7 法第11条の14第1項 (法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用供与等限度額の特例の承認を受けようとする

ときは、別に定める様式による信用供与等特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第4条の8 [略]

2 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程変更認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。ただし、法第48条第5項の規定に基づき定款で総会の議決を要しないものと定められた変更に係る申請にあつては、第3号の書類に代えて、理事会の議事録の謄本を添えるものとする。

(1)～(6) [略]

3・4 [略]

(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等)

第4条の9 法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信用事業の全部又は一部の譲渡を議決した総会又は総代会の議事録の抄本

(3) [略]

(4) 法第54条の2第6項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する第53条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

(5)～(9) [略]

2 法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲受け認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信用事業の全部又は一部の譲受けを議決した総会又は総代会の議事録の抄本

(3) [略]

(4) 法第54条の2第6項において準用する第53条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

ときは、別に定める様式による信用供与等特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第4条の8 [略]

2 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による共済規程変更認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。ただし、法第48条第5項の規定に基づき定款で総会の決議を要しないものと定められた変更に係る申請にあつては、第3号の書類に代えて、理事会の議事録の謄本を添えるものとする。

(1)～(6) [略]

3・4 [略]

(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等)

第4条の9 法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信用事業の全部又は一部の譲渡を決議した総会又は総代会の議事録の抄本

(3) [略]

(4) 法第54条の2第6項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第53条第2項の規定による公告に係る計算書類

(5)～(9) [略]

2 法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を申請しようとするときは、別に定める様式による信用事業譲受け認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信用事業の全部又は一部の譲受けを決議した総会又は総代会の議事録の抄本

(3) [略]

(4) 法第54条の2第6項において準用する法第53条第2項の規定による公告に係る計算書類

(5)～(11) [略]

3 法第54条の2第7項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡届に次に掲げる書類(法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部の譲渡の認可を受けた組合が届出をする場合には、第7号及び第8号の書類に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信用事業の全部の譲渡を議決した総会又は総代会の議事録の抄本

(3) [略]

(4) 法第54条の2第6項において準用する第53条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

(5)～(8) [略]

(共済事業の譲渡等の届出)

第4条の10 法第54条の4第4項(法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、別に定める様式による共済事業譲渡(共済契約移転)届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 財産目録及び貸借対照表

(5)・(6) [略]

(解散の決議の認可の申請)

第5条 [略]

2 法第11条第1項第11号又は第93条第1項第6号の2の事業(以下「共済事業」という。)を行う組合が前項の申請をしようとするときは、申請時の共済契約保有高を記載した書類及びその処理計画書を提出しなければならない。

(合併の認可の申請)

第6条 法第69条第2項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する合併の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による合併認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 合併を議決した各組合の財産目録及び貸借対照表

(5)～(11) [略]

3 法第54条の2第7項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、別に定める様式による信用事業譲渡届に次に掲げる書類(法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部の譲渡の認可を受けた組合が届出をする場合には、第7号及び第8号の書類に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信用事業の全部の譲渡を決議した総会又は総代会の議事録の抄本

(3) [略]

(4) 法第54条の2第6項において準用する法第53条第2項の規定による公告に係る計算書類

(5)～(8) [略]

(共済事業の譲渡等の届出)

第4条の10 法第54条の4第4項(法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、別に定める様式による共済事業譲渡(共済契約移転)届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第54条の4第3項において準用する法第53条第2項の規定による公告に係る計算書類

(5)・(6) [略]

(解散の決議の認可の申請)

第5条 [略]

2 法第11条第1項第12号又は第93条第1項第6号の2の事業(以下「共済事業」という。)を行う組合が前項の申請をしようとするときは、申請時の共済契約保有高を記載した書類及びその処理計画書を提出しなければならない。

(合併の認可の申請)

第6条 法第69条第2項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する合併の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による合併認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 合併を決議した各組合の法第69条第4項において準用する法第53条第2項の規定による公告に係る財産目録又は

(5) 合併を議決した各組合の総会議事録の謄本

(6)～(10) [略]

2 [略]

3 法第11条第1項第4号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号又は第97条第1項第2号の事業を行う組合は、法第69条第2項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）に規定する合併の認可を申請しようとするときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する申請書に第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類（第2号から第4号までに掲げる書類については、法第70条（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併によって組合を設立しようとするときに限る。）を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

（監査規程の設定、変更又は廃止の認可申請）

第6条の2 法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により監査規程の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1) 監査規程の謄本

(2) 総会若しくは総代会又は創立総会の議事録の抄本

(3) 定款の抄本

(4) 監査実施計画書

2 法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により監査規程の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1) 変更理由書

(2) 監査規程の新旧条文の対照表

(3) 総会又は総代会の議事録の抄本

(4) 前事業年度の監査実施報告書

(5) 監査実施計画書

3 法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により監査規程の廃止の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による監査規程廃止認可申請書に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

計算書類

(5) 合併を決議した各組合の総会議事録の謄本

(6)～(10) [略]

2 [略]

3 法第11条第1項第4号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号又は第97条第1項第2号の事業（以下「信用事業という。）を行う組合は、法第69条第2項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）に規定する合併の認可を申請しようとするときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する申請書に第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類（第2号から第4号までに掲げる書類については、法第70条第1項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併によって組合を設立しようとするときに限る。）を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

第6条の2 削除

らない。

(1) 廃止理由書

(2) 総会又は総代会の議事録の抄本

(3) 前事業年度の監査実施報告書

(漁業生産組合の定款変更等の届出)

第6条の4 [略]

2・3 [略]

4 漁業生産組合は、法第85条の5第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合合併届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 合併を議決した各漁業生産組合の総会の議事録の謄本

(5)・(6) [略]

5 漁業生産組合は、法86条の9の規定により組織変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合組織変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(行政庁に対する請求)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 組合員（準組合員及び準会員を除く。）が法第125条第1項（法第51条の2第7項、第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。）の規定により議決、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、別に定める様式による議決（選挙、当選）取消請求書を知事等に提出しなければならない。

(総会及び総代会に関する届出)

第8条 [略]

2 法第47条の4第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により監事が総会を招集したときは、監事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を局長に提出しなければならない。

3 法第47条の4第3項（法第92条第3項において準用する場合を含む。）の規定により理事が総会を招集したときは、理事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を局長に提出しなければならない。

4 [略]

(組合員からの請求に関する届出)

(漁業生産組合の定款変更等の届出)

第6条の4 [略]

2・3 [略]

4 漁業生産組合は、法第85条の5第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合合併届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 合併を決議した各漁業生産組合の総会の議事録の謄本

(5)・(6) [略]

5 漁業生産組合は、法第86条の10の規定により組織変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合組織変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(行政庁に対する請求)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 組合員（準組合員及び準会員を除く。）が法第125条第1項（法第51条の2第7項、第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。）の規定により決議、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、別に定める様式による決議（選挙、当選）取消請求書を知事等に提出しなければならない。

(総会及び総代会に関する届出)

第8条 [略]

2 法第47条の3第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により監事が総会を招集したときは、監事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を局長に提出しなければならない。

3 法第47条の3第3項（法第92条第3項において準用する場合を含む。）の規定により理事が総会を招集したときは、理事は、直ちに、別に定める様式による総会招集届を局長に提出しなければならない。

4 [略]

(組合員からの請求に関する届出)

第12条 組合は、組合員から次に掲げる請求を受けたときは、1週間以内に別に定める様式による総会招集（役員改選、理事、参事、会計主任解任）請求受理届にその請求書を添えて、局長に提出しなければならない。

(1) 法第47条の3第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による総会の招集の請求

(2)～(4) [略]

(解散の届出)

第13条 組合は、法第68条第4項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第4項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(代表清算人の就職届)

第14条 [略]

2 共済事業を行う組合が前項の届出をしようとするときは、前条第2項に掲げる書類を提出しなければならない。

第12条 組合は、組合員から次に掲げる請求を受けたときは、1週間以内に別に定める様式による総会招集（役員改選、理事、参事、会計主任解任）請求受理届にその請求書を添えて、局長に提出しなければならない。

(1) 法第47条の2第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による総会の招集の請求

(2)～(4) [略]

(解散の届出)

第13条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第68条第5項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第5項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 組合（第1項の組合を除く。次条において同じ。）は、法第68条第1項第1号、第3号若しくは第4号若しくは第5項（これらの規定を法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第1項第1号、第3号若しくは第4号若しくは第5項（これらの規定を法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に第1項第1号から第4号までに掲げる書類（非出資組合にあつては、貸借対照表を除く。）及び解散を決議した総会の議事録の謄本（法第68条第1項第1号（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第1項第1号（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の場合に限る。）を添えて、局長に提出しなければならない。

(継続の届出)

第13条の2 組合は、法第68条の3第1項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により継続したときは、2週間以内に別に定める様式による組合継続届に組合の継続を決議した総会の議事録の謄本及び継続の登記に係る登記事項証明書を添えて、局長に提出しなければならない。

(代表清算人の就職届)

第14条 [略]

2 共済事業を行う組合が前項の届出をしようとするときは、第13条第2項に掲げる書類を提出しなければならない。

<p>(登記に関する届出)</p> <p>第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合（漁業生産組合にあつては、第4号に該当する場合）は、その日から2週間以内にその旨を記載した別に定める様式による登記完了届に当該各号に定める書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 解散の登記をしたとき（法第68条第4項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第4項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により解散した場合を除く。）。 登記事項証明書</p> <p>(4) [略]</p> <p>(諸届)</p> <p>第17条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内に当該各号に定める届を局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法第11条第1項第14号、<u>第87条第1項第14号</u>、第93条第1項第9号及び<u>第97条第1項第10号</u>の規定による団体協約を締結し、又はこれを解消したとき。 別に定める様式による団体協約締結（解消）届</p> <p>(5) <u>法第24条第1項（法第92条第2項、第96条第2項及び第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による専用契約を締結し、又はこれを解消したとき。 別に定める様式による専用契約締結（解消）届</u></p>	<p>(登記に関する届出)</p> <p>第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合（漁業生産組合にあつては、第4号に該当する場合）は、その日から2週間以内にその旨を記載した別に定める様式による登記完了届に当該各号に定める書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 解散の登記をしたとき（法第68条第4項若しくは<u>第5項（これらの規定を法第96条第5項において準用する場合を含む。）</u>又は第91条第4項若しくは<u>第5項（これらの規定を法第100条第5項において準用する場合を含む。）</u>の規定により解散した場合を除く。）。 登記事項証明書</p> <p>(4) [略]</p> <p>(諸届)</p> <p>第17条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内に当該各号に定める届を局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法第11条第1項第15号、<u>第87条第1項第16号</u>、第93条第1項第9号及び<u>第97条第1項第11号</u>の規定による団体協約を締結し、又はこれを解消したとき。 別に定める様式による団体協約締結（解消）届</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第24条の規定によりなお従前の例によることとされる出資一口の金額の減少、信用事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け、共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は合併に関するこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。